

中央税務会計事務所ニユース

9月の税務

- 9月10日
 1. 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 9月30日
 2. 7月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
 3. 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 4. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 5. 1月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
 6. 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
 7. 消費税の年税額が4800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2か月分)〈消費税・地方消費税〉

《通信欄》

台風の季節になりまして天気予報が気になる今日この頃です。

先日、日経平均株価が大幅に下落し世間を騒がせました。突然のことに「まさか…」と思っただ人も少なくないと思います。「まさか」のこととていつと取引先の急な倒産もあげられます。そんな「もしも」に備える安心のセーフティネットが「経営セーフティ共済」(中小企業倒産防止共済制度)です。これは取引先が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産等防ぐ為、無担保・無保証で掛金の最高10倍(上限8千万円)まで借入れできる制度です。しかも掛金は月額5千円から20万円まで選べて支払額は全額経費となります。しかも共済契約を解約した場合、解約手当金が受けとれる優れものの共済制度なんです。

しかしながら、この制度の不適切な利用(解約と再加入をくり返す・税制上の優遇のみを目的とする等)が増加した為、令和6年10月1日以後の解約があった場合、解約の日から同日以後2年を経過する日までの間に再加入して支出する掛金については、経費として認められなくなりました。

これは法人・個人ともにです。万が一のときに有り難い制度ですが、解約するときは注意ください。(中)

令和6年度税制改正にみる 外国人旅行者向け免税制度に係る 仕入税額控除制度の適用の見直し

政府が発表した令和5年の訪日外国人客数は約2507万人。コロナ禍前の令和元年の約8割まで回復し、令和6年はさらになる増加が見込まれています。その一方で、訪日外国人に対する消費税の免税制度を不正利用し、免税購入品を国外に持ち出さずに国内で転売して利益を得るケースが横行していることから、免税制度の見直しが課題となっていました。

このような問題に対応するため、令和6年度税制改正では、「外国人旅行者向け免税制度」の見直し（先行）が行われるとともに、今後の「抜本の見直し」の方向性が示されました。

■免税制度の主な概要

外国人旅行者向け免税制度は、税務署長の許可を受けた輸出品販売場（免税店）が外国人旅行者等に対して商品を販売する際、消費税が免除される制度です。

なぜ、外国人旅行者等が購入すると消費税が免税になるのでしょうか。それは消費地が国外だからです。日本の消費税は「日本国内で消費されるモノ・サービス」にかかります。国外で消費されるものは「輸出免税」とされ、消費税が免除されるのです。

開封したことが分かる粘着テープで袋や箱を封印すること、袋や箱の表面に内容物の品名や品名ごとの数量が記載された書面を貼り付けるなど、指定された方法で包装する必要があります。

この金額基準は、同一販売場における1日あたりの合計額となります。よって、例えば、一般物品の衣料品が3千円、消耗品の化粧品が4千円でそれぞれ5千円未満だったとしても、その合計額が5千円以上であれば、一般物品を消耗品と同様の指定された方法により包装することで、免税で購入することができます。この場合、その一般物品は消耗品として取り扱うこととなります。

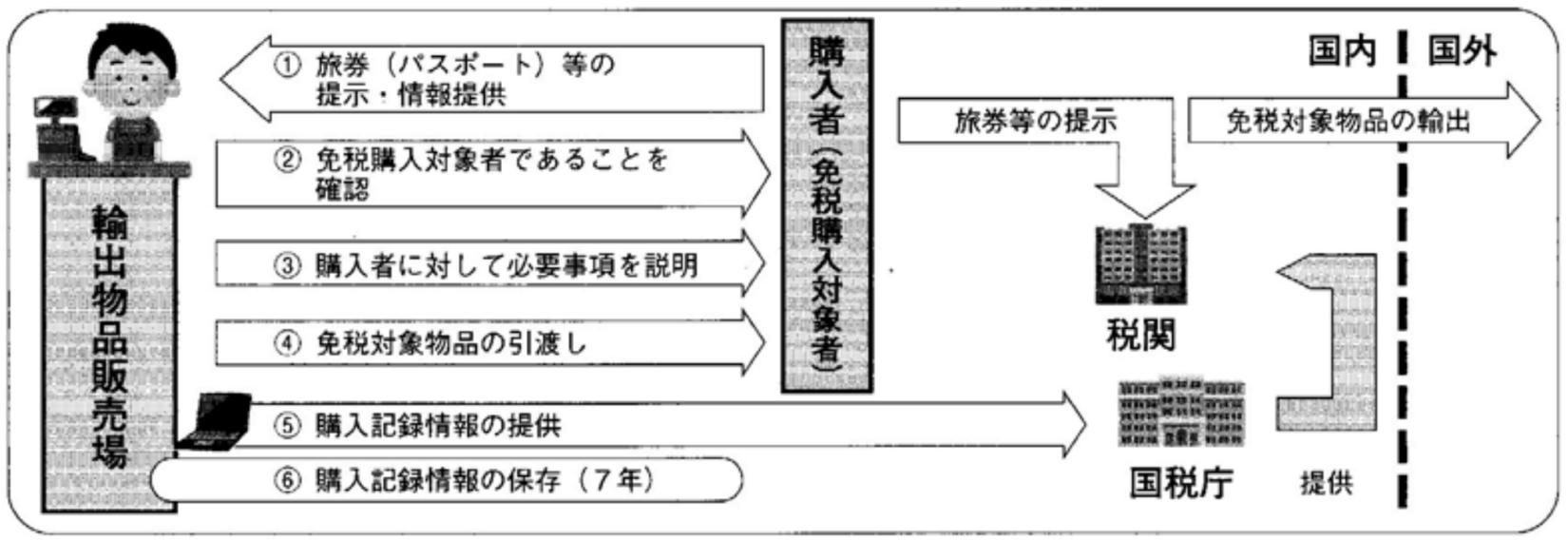
なお、金やプラチナなどの地金や、事業用または販売用として購入されることが明らかな物品は免税の対象外となります。

また、実際に免税店が外国人旅行者等に免税対象物品を販売するには、販売時にパスポート等を確認することと併せ、「輸出するため購入するものであること」、「出国する際に税関でパスポートの提示が必要であること」、「出国する際に免税購入物品を所持していなかった場合には消費税を追徴されること」を口頭や書面で説明する必要があります。

免税対象物品は、日本国外に持ち出すことを前提に購入される物品のうち日常生活の用に供する物品で、区分によって以下のような金額基準（同一の販売場1日あたりの基準）があります。

- ◆一般物品（家電、バッグ、衣料品等）（消耗品以外のもの）
↓5千円以上
 - ◆消耗品（飲食品、医薬品、化粧品その他の消耗品）
↓5千円以上50万円以下
- （※消耗品については、国内での消費を防ぐ観点から、開封した場合に

免税販売の手続きの流れ



■改正の背景

外国人旅行者向け免税制度は、免税店の拡大、そして、インバウンド消費拡大のために大きな役割を果たしています。

その一方で、多額・多量の免税購入物品が国外に持ち出されず、国内での横流しが疑われる事案が多数発生しています。税関では、免税購入物品と購入記録情報とが一致しない場合（国外に持ち出されない場合）は、外国人旅行者を捕捉し、消費税の即時徴収を行うことができませんが、その多くに資力がないため徴収することができず滞納になるなど、免税制度の不正利用は看過できない状況となっていました。

■改正の内容

免税購入物品の国内横流し防止の観点から、令和6年度税制改正において、外国人旅行者向け消費税免税制度により免税購入された物品と知りながら行った課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用を認めないこととされました。

■適用時期

この改正は、令和6年4月1日以後に行う課税仕入れから適用されます。

■留意点

ただ、買取業者等に持ち込まれた物品が「免税対象物品であること」をどのように判断するのか、「免税購入された物品と知りながら」というのはどのような状態を指すのかなど、不明瞭な点もあります。

この点について国税庁では、免税購入品と疑われる事例として、「持ち込まれた物品に免税用パッケージがされている」、「同種同等の物品について、大量または定期的に買取を求められる」、「買取時の確認の際、本人確認書類を提示した本人ではなく、付添人が主導的に対応する」などを示し、注意喚起しています。

■本制度の抜本的見直し

なお、令和7年度税制改正において、本制度の抜本的な見直しが予定されています。

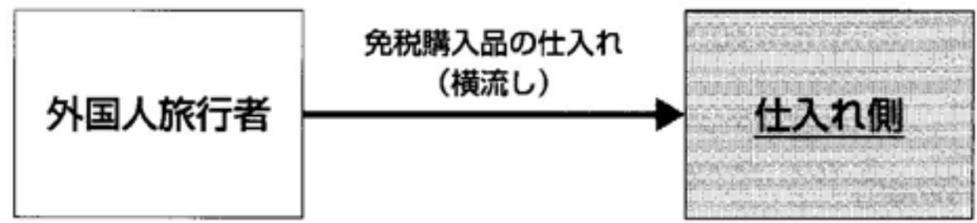
見直しの方向性については、出国時に税関で購入品の持ち出しが確認できた場合に免税販売が成立する制度とする予定です。実務的には、免税店が販売時に外国人旅行者から消費税相当額を預かり、出国時に持ち出しが確認された場合、旅行者にその消費税相当額を返金するといった仕組みになると見込まれています。

外国人旅行者向け免税制度の見直し（先行）

消費税免税制度の不正利用に対応する観点から、免税購入品であることを知りながら仕入れた場合には、その仕入税額控除を認めないこととする。

【適用時期】 令和6年4月1日以後の課税仕入れ

<不正への対応>



<従前>
仕入税額控除が可能

<改正後>
免税購入品であることを知っている場合
→仕入税額控除は不可

<検討事項>外国人旅行者向け免税制度の抜本的見直し

問題①
多額・多量の免税購入物品が国外に持ち出されず、国内の横流しが疑われる事例が多発

問題②
出国時に免税購入物品を所持していない旅行者を捕捉し、即時徴収を行っても多くが滞納に

問題③
免税店に不正排除のための負担が発生

出国時に税関で持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度の導入

【検討の方向性】
①外国人旅行者の利便性の向上
②免税店の事務負担の軽減
③空港等での混雑防止の確保
を前提として、制度の詳細について令和7年度改正で結論を得る